## 長野県がん対策推進企業等連携協定にかかわる取組



## 企業名: 長野県信用組合

## 令和6年度の取組内容

・時効年次有給休暇の積立制度

時効により失効した年次有給休暇を最大 60 日まで積み立て、必要に応じて利用できる制度です。

利用目的:①業務外の私傷病で、医師の判断により休業が必要な場合

- ②本人及び配偶者の不妊治療
- ③家族の看護・介護
- ④小学校卒業までの子どもの学校行事等
- ⑤生理・更年期障害等による体調不良で就業が著しく困難な場合
- •私傷病特別休暇

年次有給休暇を全て取得した後、更に病気の療養が必要な場合は、30 営業日を限度として特別 休暇を取得できる制度です。

- ・がん検診(乳がん検診・子宮頸がん検診)への補助金支給 対象者:20歳以上の健保組合の被保険者及び扶養されている配偶者
- ・人間ドック受診の補助金支給

対象者:30歳以上の職員及び扶養されている配偶者

・がん予防のための啓発活動の実施 全職員を対象としたがん予防研修の動画を社内イントラにて配信

## 令和7年度の取組予定

令和6年度に準じます。